

選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)

第9号 平成27年9月18日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県選挙管理委員会内

TEL:099-286-2237

FAX:099-286-5517

mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



平成28年度の出前授業実施校を募集します

鹿児島県明るい選挙推進協議会は、平成28年度の出前授業実施校を募集しています。

実際の選挙で使用する投票機材を用いた模擬投票体験や選挙管理委員会による投票方法の説明、選挙講話などを行っています。

実施を希望する場合は、県選挙管理委員会まで御連絡ください。



選挙の意義を伝えた出前授業

去る7月2日、鹿児島大学教育学部の1年生約300名を対象に出前授業を実施しました。同大学での実施は去年に引き続き2回目。今回は、選挙権年齢が18歳に引き下げられることから、20代の若手職員による進行、若者啓発グループによる投票の呼びかけ等、特に若者を意識した形で実施しました。

講話では、選挙は政治に参加する最大の機会であるとし、選挙の意義と住民票登録の必要を訴え、参加者の意識向上を図りました。

アンケートでは、出前授業について89%の学生が「満足」しており、内容についても「よくわかった」、「だいたいよくわかった」と回答した学生が両方で96%と高い評価を得ました。選挙については、93%の学生が「大切」としており、18歳選挙権についても91%の学生が「知っていた」と回答するなど、関心の高さがみられました。



模擬選挙では「鹿児島県知事選挙」に見立てて、学生投票率100%をめざす会の会員が立候補しました。(左上)

また、実際の機材を鹿児島市選挙管理委員会の協力により会場内に設置し、投票を行いました。(左下)

学生代表の方は選挙管理委員会と協力して開票作業も行いました。(右下)



公職選挙法の一部改正～18歳選挙権～

平成27年6月19日に公職選挙法の一部を改正する法律が成立、公布され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられることになりました。

この法律は、公布の日から1年を経過した日から施行され、施行日以後初めて行われる国政選挙(衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙)公示日以後にその期日を公示又は告示される選挙から適用されます。

平成28年に予定されている参議院議員通常選挙では、この法律が適用される見込みです。



学生の選挙権について



～住所を変更したら、住民登録を！！～

地方選挙(国政選挙以外)では、選挙権を有する日本人でも投票できない場合があります。

地方選挙で投票をするには年齢、国籍の要件以外に加えて、**引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する**必要があります。(生活の本拠となっていないなければならない。)

この条件を満たして市町村の選挙人名簿に登録されて初めて、地方選挙の選挙権を得ることができます。

さて、ここで学生の皆さんに注意していただきたいことがあります。

大学や専門学校に就学するために親元等を離れて暮らしている場合、特別な理由がない限りは「寮や下宿先など」が学生の『住所』とされています。(最高裁判所の判例)

そのため、寮や下宿先のある市町村へ住民登録をしていない場合は、親元等の市町村でも寮や下宿先などの市町村においても選挙権を有しないことになります。

自分の暮らす地域の選挙で投票するために住民票を登録すると、選挙権年齢に達すれば、その市町村の選挙人名簿に登録されます。必ず住民登録をしましょう。